

水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準値(案)に対する意見募集の実施結果について

平成28年4月13日
環境省水・大気環境局
土壤環境課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・関係資料を電子政府の総合窓口(e-Gov)及び環境省ホームページに掲載
- ・記者発表

(2) 意見募集期間

平成27年12月7日(月)～平成28年1月5日(火)

(3) 意見提出方法

郵送、ファクシミリ又は電子メール

(4) 意見提出先

環境省水・大気環境局土壤環境課農薬環境管理室

2. 意見募集の実施結果

(1) 意見提出件数 : 1通(15件)

(2) 提出された御意見と御意見に対する考え方 : 別紙の通り

(別紙)

No.	御意見	御意見に対する考え方
1	<p>基準値自体は案の値で問題と思われるが参考2として添付されている資料に誤記、考え方・様式の不統一が目立つ。今回意見募集をする農薬は平成27年11月12日開催の中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会で審議されているが、中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会の委員も多忙であるので評価書の細かい誤記の確認、考え方・様式の統一は事務局がしっかりすべきである。</p>	<p>評価書の細かな誤記の確認等に、一層注意を払ってまいります。ご指摘ありがとうございます。</p>
2	<p>?アミカルバゾン、イソピラザム、オキサチアピプロリン、1,3-ジクロロプロペン(D-D)、ジクワットジプロミド(ジクワット)、トルピラレート、フルアジホップブチル(フルアジホップ)及びフルアジホップPブチル(フルアジホップP)、ペラルゴン酸及びペラルゴン酸カリウム塩では?。評価対象農薬~?。水産動植物被害予測濃度(水産PEC)では、ローマ数字、数字、(数字)の様式となっているが、?。総合評価ではローマ数字、(数字)の様式となっている。前々回の平成27年7月17日開催の中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会から統一されているのに今回から不統一にする必要はないと考える。</p>	<p>ご指摘のとおり、総合評価においても、ローマ数字、アラビア数字等の順番で統一いたします。</p>
3	<p>?オキサチアピプロリンの?。水産動植物への毒性3。藻類(1)藻類生長阻害試験[?]の表3に空欄が見られる。不要であるので削除すべきである。</p>	<p>ご指摘のとおり削除いたします。</p>
4	<p>?1,3-ジクロロプロペン(D-D)の?。評価対象農薬の概要2。作用機構等の原体の国内生産量等の記載の出展が農薬要覧2013となっているが平成25年度の値が記載されているので2014であると考えられる。適正な記載に修正すべきである。</p>	<p>ご指摘のとおり、出典は農薬要覧2014であったので、記載を修正いたします。</p>

5	<p>?ジクワットジプロミド(ジクワット)の?.水産動植物被害予測濃度(水産 PEC) 2.水産 PEC の算出(1)水田使用時の PEC の表番号が5となっているが4の誤記であると考えられる。適正な記載に修正すべきである。</p>	<p>ご指摘のとおり、PEC 算出に関する使用方法及びパラメーター(水田使用第1段階)は表4であるため、修正いたします。</p>
6	<p>?トリアファモンの?.水産動植物への毒性2.甲殻类等(1)ミジンコ類急性遊泳阻害試験[?](オオミジンコ)の表中の実測濃度に「(幾何平均値、(有効成分換算値)」と記載されている。適正な記載に修正すべきである。</p>	<p>トリアファモンの.水産動植物への毒性2.甲殻类等(1)ミジンコ類急性遊泳阻害試験[]の実測濃度の記載を「(幾何平均値、(有効成分換算値)」から「(幾何平均値、有効成分換算値)」に修正いたします。</p>
7	<p>?同、?.水産動植物被害予測濃度(水産 PEC) 2.水産 PEC の算出(1)水田使用時の PEC の表番号が5となっているが4の誤記であると考えられる。適正な記載に修正すべきである。</p>	<p>トリアファモンの.水産動植物被害予測濃度(水産 PEC) 2.水産 PEC の算出(1)水田使用時の PEC における PEC 算出に関する使用方法及びパラメーター(水田使用第1段階)は表4であるため修正いたします。</p>
8	<p>?同、?.水産動植物被害予測濃度(水産 PEC) 2.水産 PEC の算出(2)水産 PEC 算出結果において、「水田使用時の PEC 算出結果から、」と記載されている。非水田使用のみの場合は「(1)より」と記載しているので水田使用時の場合のみ強調する必要はないと考える。</p>	<p>トリアファモンの.水産動植物被害予測濃度(水産 PEC) 2.水産 PEC の算出(2)水産 PEC 算出結果については、「(1)より、水産 PEC は0.75 µg/L となる。」に修正いたします。</p>
9	<p>?同、?.総合評価において「1.水産動植物の被害防止に係る登録保留基準値各生物種の LC50、EC50 は以下のとおりであった。」となっている。適切な記載にすべきである。</p>	<p>「1.水産動植物の被害防止に係る登録保留基準値」で改行し、一文目を「各生物種の LC50、EC50 は以下のとおりであった。」と修正いたします。</p>
10	<p>?フルアジホップブチル(フルアジホップ)及びフルアジホップPブチル(フルアジホップP)の?.総合評価(1)水産動植物の被害防止に係る登録保留基準値において、魚類急性影響濃度については、「魚類[?]の LC50 (822 µg/L) を採用し、」とあるが「魚類[?]の LC50 (822 µg/L) を採用し、」の誤記であると考えられる。適正な記載に修正すべきである。</p>	<p>「魚類[]の LC50 (822 µg/L) を採用し、」に修正いたします。</p>

11	<p>?同、? . 総合評価 (1) 水産動植物の被害防止に係る登録保留基準値において、甲殻類急性影響濃度及び藻類急性影響濃度は値の小さな EC50・ErC50 を採用しているが、EC50・ErC50 共に超値 (>0) であるので値の大きな EC50・ErC50 を採用すべきである(第 42 回中央環境審議会 土壤農薬部会農薬小委員会資料 4 (平成 26 年 10 月 28 日開催)より。また、インドキサカルブMP 及びインドキサカルブの評価書(水産基準値は平成 27 年 2 月 5 日官報告示)参照)。なお、農薬テストガイドラインへの適合状況等を勘案して値の小さな EC50・ErC50 を採用している場合は、ダゾメットの評価書(水産基準値は平成 27 年 4 月 7 日官報告示)の様に、「農薬テストガイドラインへの適合状況等を勘案して」と記載すべきである。そのような記載がないと第 42 回中央環境審議会 土壤農薬部会農薬小委員会資料 4 との整合性がとれなくなるのみでなく、超値の場合は値の大きい方を採用することについて第 42 回中央環境審議会 土壤農薬部会農薬小委員会(平成 26 年 10 月 28 日開催)において浅見委員、白石委員長から発言されており委員会としても整合性がとれなくなる。もし、インドキサカルブMP 及びインドキサカルブの場合と異なり、フルアジホップブチル(フルアジホップ)とフルアジホップPブチル(フルアジホップP)を別農薬として評価するのであれば、フルアジホップブチル(フルアジホップ)、フルアジホップPブチル(フルアジホップP)として評価書自体をわけて作成すべきである。</p>	<p>フルアジホップブチル(ラセミ体)とフルアジホップPブチル(R体)の毒性試験について、試験方法や助剤などを考慮すると同一視できないこと、R体のみ除草活性があること及び水溶解度などを総合的に勘案した結果、小さい方の値を採用することとなりました。このことは、第 42 回中央環境審議会 土壤農薬部会農薬小委員会資料 4 の 4 ページ「ただし、別紙のフローチャート及び上記の原則によりがたい場合は、適宜専門家が判断する」に基づいたものです。</p>
12	<p>?同、? . 総合評価 (3) リスク評価とあるが「(2) リスク評価」誤記であると考えられる。適正な記載に修正すべきである。</p>	<p>「(2) リスク評価」に修正いたします。</p>
13	<p>?ペラルゴン酸及びペラルゴン酸カリウム塩の? . 水産動植物への毒性 1 . 魚類</p>	<p>「 魚類急性毒性試験 [] (ファッドヘッドミノー)」に修正いたします。</p>

	<p>(2) 環境省が文献等から収集した毒性データにおいて「?魚類急性毒性試験[?] (ファットヘッドミノー)」とあるが「?魚類急性毒性試験[?](ファットヘッドミノー)」の誤記であると考えられる。適正な記載に修正すべきである。</p>	
14	<p>?同、? .水産動植物への毒性1 .魚類(2) 環境省が文献等から収集した毒性データにおいて、「96 時間 LC50 = 101,000 µg/L」とあるが他の魚類急性毒性試験では「96hLC50 = 」という記載となっているので「96hLC50 = 101,000 µg/L」と修正すべきである。</p>	<p>「96hLC₅₀ = 101,000 µg/L」に修正いたします。</p>
15	<p>?ペラルゴン酸カリウム塩についてはペラルゴン酸の物性データ、試験成績により評価することは理解できるが、水産動植物被害予測濃度(水産 PEC)については、ペラルゴン酸、ペラルゴン酸カリウム塩のそれぞれについて算出し、結果の大きな方を採用した旨を記載すべきである。なお、これまでペラルゴン酸及びペラルゴン酸カリウム塩のような場合は、それぞれについて算出し、結果の大きな方を採用した旨を記載している(イミノクタジンの評価書(水産基準値は平成 20 年 11 月 25 日官報告示)、グリホサートの評価書(水産基準値は平成 26 年 9 月 18 日官報告示)、グリホシネートの評価書(水産基準値は平成 21 年 2 月 18 日官報告示)、ジカンバの評価書(水産基準値は平成 21 年 5 月 7 日官報告示)、メコプロップの評価書(水産基準値は平成 21 年 8 月 3 日官報告示)参照)。</p>	<p>ペラルゴン酸及びペラルゴン酸カリウム塩については、ペラルゴン酸の試験成績のみで水産動植物への毒性を評価したため、水産 PEC について、ペラルゴン酸及びペラルゴン酸カリウム塩両方について算出し、それらをペラルゴン酸に換算したものの最大の値を記載しております。なお、水産 PEC が最大となったのはペラルゴン酸の製剤(2.0%乳剤)です。一方、イミノクタジン、グリホサート、グリホシネート、ジカンバ及びメコプロップは、塩違い等により、生物学的に影響が異なると考えられたことから、複数の試験成績等で評価し、塩ごとに水産 PEC を記載したものです。</p>

いただいた御意見は、文字化けしたものが含まれている可能性があります、そのまま掲載しています。